

# 青森県報

第二千三百五十六号

平成十六年  
七月二十三日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……	(市振興課)	一
右 同……………	(同)	一
字の名称の変更……………	(同)	一

### 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活 政策課)	二
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(労政・能力 開発課)	二
土地改良区の定款変更の認可……………	(農村整備課)	二
県営土地改良事業計画の決定……………	(同)	三
総合的見地からした設計による同一敷地内建築物に関する 公告……………	(建築住宅課)	三
出先機関……………	(農林水産 事務所)	三
土地改良区の役員の住所変更……………	(同)	三
人事委員会……………	(同)	三
人事委員会規則一四・一(委託地方公共団体の職員に係る 管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……	(管理課)	三

## 告

## 示

### 青森県告示第五百九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、今別町長から今別町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を今別町大字奥平部字砥石に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十六年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡今別町大字奥平部字砥石五三の二五、五三の九三から五三の九五まで、五六の二の地先公有水面埋立地 八八三・八一平方メートル

### 青森県告示第五百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、今別町長から今別町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を今別町大字大泊字大村元に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十六年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡今別町大字大泊字大村元一〇四に隣接する公有水面埋立地並びに字大村元三〇の一、三〇の二、三三の一、四〇の一、四三の一、四六の一、四八、五〇の一、六〇の一、六三の一、六五の一及びこれらの区域に介在する水路である国有地の地先公有水面埋立地 三、九一八・五八平方メートル

### 青森県告示第五百十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、十和田湖町長から十和田湖町の字の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年七月二十三日

上北郡十和田湖町大字法量字カクラの名称を大字法量字角良に変更する。

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日  
平成十六年七月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人花さき村

三 代表者の氏名  
河原木 幸二

四 主たる事務所の所在地  
八戸市小中野五丁目一の一四

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及びその周辺地域に在住する知的障害者（児）に対し、地域生活支援に関する事業を行い、誰もが住みよい社会の構築を目指すとともに、福祉サービスの向上に寄与する事を目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量  
長期・中高年失業者就職支援事業委託業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県商工労働部労政・能力開発課

三 契約の方法  
青森市長島一丁目一の一

四 契約の相手方を決定した日  
平成十六年六月二十二日

五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社ジェイマムチェンジコンサルティング

六 契約金額  
東京都港区虎ノ門五丁目一三の一

七 随意契約の理由  
四千百九万七千五百円

八 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項  
第一号

九 契約の相手方を決定した手続  
第一号

十 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、榎林土地改良区の定款の変更を平成十六年七月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、阿弥陀川地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年七月二十六日から同年八月二十日まで

三 縦覧の場所

蓬田村役場

総合的見地からした設計による同一敷地内建築物に関する公告

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「総合的見地からした設計による同一敷地内建築物」という。）の認定をしたので、同条第八項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 総合的見地からした設計による同一敷地内建築物に係る一団の土地の区域

上北郡下田町字三本木二二五の一の一部及び字境田一九の二二の一の一部

二 一に掲げる区域等を表示した図書を縦覧に供する場所

青森県県土整備部建築住宅課

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中市筒口土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年七月二十三日

三戸地方農林水産事務所長 奈良岡 修 一

役員別の区別	氏名	住 所	住所変更の年月日
理事	白坂 晶敬	旧住所 三戸郡倉石村大字中市字中市三三三 新住所 三戸郡五戸町大字倉石中市字中市三三三	平成一六・七一
"	小渡 文雄	旧住所 三戸郡倉石村大字中市字小渡二八 新住所 三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡二八	"
"	赤坂 榮治	旧住所 三戸郡倉石村大字石沢字石沢六六一 新住所 三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢六六一	"
監事	梅津 昇	旧住所 三戸郡倉石村大字中市字中市一五の一 新住所 三戸郡五戸町大字倉石中市字中市一五の一	"

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四・一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月二十三日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一四・一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四・一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中「副収入役、課長、課長補佐」を「副収入役、課長、主幹」に改め、「総務課課長補佐（人事担当）、学務課課長補佐（教職員担当）」を削り、「総務課管理係長、教職員係長」を「主幹（人事担当）、主査（人事担当）」に、「課長補佐、場長」を「清掃管理課主幹、場長」に改め、「臨床検査技師長」の下に、「看護局長」を加え、「総括副総看護師長、副総看護師長」を削り、同表弘前市の項中「部長」の下に「事務局長」を加え、

議会議務局	事務局長、次長
-------	---------

を

議会議務局	事務局長、次長、参事
-------	------------

に改め、同表八戸市の項中「人事

予算担当」を「予算担当」に、「人事研修班長、給与厚生班長」を「人事研修グループリーダー、給与厚生グループリーダー」に改め、「科長」の下に「救命救急センター所長」を加え、

公民館	館長（中央公民館に置くものに限る。）
-----	--------------------

を

公民館	館長（中央公民館に置くものに限る。）
総合教育センター	所長

に改め、同表黒石市の項中

支所	所長
景楓荘	寮長

を

支所	所長
----	----

に改め、同表十和田市の項中、

財政課参事」を削り、同表むつ市の項中「次長、課長」を「次長（室に置くものを除く）、課長」に、

出先機関	保育所	所長
出先機関	連絡所	所長

を

出先機関	保育所	所長
------	-----	----

に改め、同表

今別町の項中

課長	を
----	---

を

参事、統括監	に改め、同表平館村の項中「参事」の下に、「
--------	-----------------------

調整監（庁舎管理担当）」を加え、同表三厩村の項中「総務課指導監」の下に「（人事担当）」を加え、「行政」を削り、同表木造町の項中

成人病センター	院長、副院長
---------	--------

を

成人病センター	院長、副院長
学校給食センター	所長

に改め、同表

鱒ヶ沢町の項中「総務課課長補佐（人事担当）、財政課課長補佐（予算担当）」を「行政班長、財政班長」に改め、

病院	院長、副院長、事務長、総看護師長
公民館	館長

を

<p>尾上町の項中「総務企画課課長補佐」の下に「(人事担当)」を加え、同表浪岡町の項中</p>	<table border="1"> <tr> <td>病院</td> <td>院長、 副院長、 事務長、 総看護 師長</td> </tr> </table> <p>に改め、同表</p>	病院	院長、 副院長、 事務長、 総看護 師長							
病院	院長、 副院長、 事務長、 総看護 師長									
<p>野辺地町の項中「参事、」を削り、同表七戸町の項中</p>	<table border="1"> <tr> <td>出先 機関</td> <td>中央児童館</td> <td>館長</td> </tr> </table> <p>に改め、同表</p>	出先 機関	中央児童館	館長						
出先 機関	中央児童館	館長								
<p>上北町の項中</p>	<table border="1"> <tr> <td>出先 機関</td> <td>保育所</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>出先 機関</td> <td>中央児童館</td> <td>館長</td> </tr> </table> <p>を</p>	出先 機関	保育所	所長	出先 機関	中央児童館	館長			
出先 機関	保育所	所長								
出先 機関	中央児童館	館長								
<p>に改め、同表天間林村の項中「総務課課長補佐(人事担当)」を「総務課総括主幹」に改め、同表六ヶ所村の項中「総務課課長補佐、財政課課長補佐(予算担当)」を「財政課総括課長補佐、総務課課長補佐」に改め、同表三戸町の項中「室長」を「課長」に改め、同表名川町の項中「総看護師長」を「看護師長」に改め、同表福地村の項中</p>	<table border="1"> <tr> <td>出先 機関</td> <td>保健センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>出先 機関</td> <td>保健センター</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>出先 機関</td> <td>保育園</td> <td>園長</td> </tr> </table> <p>を</p>	出先 機関	保健センター	所長	出先 機関	保健センター	所長	出先 機関	保育園	園長
出先 機関	保健センター	所長								
出先 機関	保健センター	所長								
出先 機関	保育園	園長								
<p>に改め、同表</p>	<table border="1"> <tr> <td>収入役室</td> <td>室長</td> </tr> </table> <p>に改め、同表</p>	収入役室	室長							
収入役室	室長									

<p>同表一部事務組合下北医療センターの項中「総括主幹」を「総務担当総括主幹」に改め、「(人事担当)」の下に「企画財政課課長補佐」を加え、同表西北五環境整備事務組合の項中「事務局次長」の下に「クリーンセンター所長」を加え、同表五戸地区広域事務組合の項を削り、同表青森地域広域事務組合の項中「地域研究センター長」の下に「特別補佐」を加え、「総務課課長補佐(人事担当)、総務係長」を「総務課副参事、総務課主査(人事担当)」に改め、同表北部上北広域事務組合の項中</p>	<table border="1"> <tr> <td>収入役室</td> <td>課長</td> </tr> </table> <p>を</p>	収入役室	課長
収入役室	課長		
<p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>収入役室</td> <td>課長</td> </tr> </table> <p>に改め、同表つがる西北五広域連</p>	収入役室	課長
収入役室	課長		
<p>附 則</p>	<table border="1"> <tr> <td>収入役室</td> <td>課長</td> </tr> </table> <p>に改め、同表つがる西北五広域連</p>	収入役室	課長
収入役室	課長		
<p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>収入役室</td> <td>課長</td> </tr> </table> <p>に改め、同表つがる西北五広域連</p>	収入役室	課長
収入役室	課長		

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭